

TRIPS 協定の挑戦*

知的財産保護と開発途上国

大熊忠之

(受付 2000年10月5日)

TRIPS (Trade Related Aspect of Intellectual Property Rights) 協定は、WTO (世界貿易機関) を設立するマラケシュ協定の附属書 I/C として合意された条約で、正式には「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定」という。この協定は開発途上国と市場経済移行国を含む WTO 加盟国すべてが1994年末に署名し、翌95年初に発効した。TRIPS 協定は、知的財産に関するグローバル・レジーム形成の基本枠組みとなったといえる¹⁾。

知的財産問題は、1986年秋にはじまったウルグアイ・ラウンドで GATT 初の交渉議題として採択された。しかしこの問題は長期にわたる南北対立の一大争点であったため、交渉は冒頭から双方の激しい対立に直面した。にもかかわらず 6 年間におよぶ交渉で、南北は過去の対立を越えて合意の形成に成功した。その理由として考えられることは、第一に同ラウンド交渉が知的財産を含むさまざまな案件の一括合意方式で行われたこと、第二に積極推進派の米国が GATT の多国間アプローチと並行して二国間協議でも途上国へ圧力をかける交渉戦略をとったこと、第三に90年代初頭の社会主義国家崩壊により途上国の多くが市場経済重視に態度を転換したこと、そして第四に先進国が途上国に配慮し同協定の執行 (enforcement) に猶予期間を認めることや技術協力を含む経過措置を導入したことがあげられる²⁾。

* 本稿は、国際開発学会第11回全国大会（2000年12月2－3日、東京開催）の報告論文に加筆したものである。

- 1) 従来 intellectual property rights の訳語としては知的所有権が一般的であったが、近年ではたんなる intellectual property の用語使用が増えている。また保護対象の多様化も進んでいるため邦語として知的所有権より知的財産権の方が適切であるとして、その使用が一般化しつつある。本稿もそれにならうが、条約や国際機関の邦語名称については知的所有権という慣例的表記を使用する。
- 2) 米国の政府と知的財産依存型の大手企業は、途上国における知的財産制度の確立を推進する対外戦略を実施した。その過程については、Michael P. Ryan; *Knowledge Diplomacy: Global competition and the politics of intellectual property* (1998, Brookings Institution Press) に詳しい。知的財産権に早くから敏感だった業界は製薬業と出版、音楽、映画およびコンピュータソフトなどの著作物産業であった。米国は改正通商法301条の適用をいわば脅しの手段としてちらつかせながら、ターゲットに選んだ国に知的財産制度の強化を約束させた。最初のターゲットは韓国であったが、ここ数年では中国に移行しているようである。米国の通商法301条と知的財産保護の関連に関しては、本間忠良『ウルグアイ・ラウンドが世界貿易を変えた＜第2版＞』(1995年、中央経済社) を参照のこと。ウルグアイ・ラウンド交渉成功の一因が一括合意方式にあったことについては、拙稿「情報の外部経済性と知的財産制度－外部経済の国際政治(3)」(『修道法学』第19巻第2号、1997年3月) でも指摘した。

知的財産保護の制度的強化とその地理的拡大は、米国を筆頭とする先進国の大手企業が技術優位を維持するためにとった戦略である。その背景には先進国企業間における技術開発競争の激化と途上国の追上げがある。成熟工業品市場では商品の仕様と品質が標準化し、企業は激しい価格競争に直面した。そこで先端技術を利用する高付加価値製品が高い収益性と市場での優位を保証するものとして期待された。こうして先進国において情報が急速に資源化し、知的財産の制度的保護に対する企業の要求が強まった。

開発途上国の開発戦略においてこれまで重視されてきた政策は、工業化と輸出促進を軸としていたといってよい。こうした傾向は先進国や国際機関による開発援助にもみられた。90年代以降、情報革命がグローバルに展開したために途上国もまた情報化への対応が必要であつ

図1 TRIPS協定経過措置の日程

・ウルグアイ・ラウンド交渉の最終合意文書	94.4.15→
・WTO協定発効	95.1.1→
・TRIPS協定（第70条8-9）の発効日に 医薬品および農業用化学品を保護 していない国々のための特別措置	
(a) 出願手続きの整備	95.1.1→
(b) 特許要件決定（当該国での特許 保護開始時の出願に適用）	→
(c) 5年間の排他的販売権適用（70条9）	→
・TRIPS協定の効力発生（第65条1）	96.1.1→
・全加盟国への内国民待遇適用	→
・全加盟国への最惠国待遇適用（第4条）	→
・微生物以外の動植物特許の検討（第27条3b）	99.1.1→
・途上国への経過措置終了（第65条2）	00.1.1→
・条件の合致した移行国への経過措置終了（第65条3）	→
・TRIPS協定の理事会での検討と修正（第71条1）	→
・途上国に対する物質特許の経過措置終了（第65条4）	05.1.1→
・後発途上国への経過措置の終了	06.1.1→

出所、UNCTAD, *The TRIPS Agreement and Developing Countries*, 1996,
United Nations, p. 35

TPIPS協定および知的財産関連条約では enforcement という用語が多用される。TRIPS協定の邦訳版では「知的財産権の行使」という訳語を当てているが、いわばこれは権利保有者側からの表記である。関係法令の実施に責任を負う政府側からみれば、違法行為の取締まりとその当事者の行政的ないし司法的処分の実施が含まれる。知的財産法の専門家には原語をそのままカタカナ表記する人もいるが、本稿では enforcement に「執行」の訳語を当てておく。

たが、工業化政策の見直しには至らなかった³⁾。1999年末にTRIPS協定の義務猶予期間が終了したとき、多くの途上国は開発戦略の転換を迫られることになった。(経過措置の日程の詳細は図1を参照)

以上から本報告は、まずTRIPS協定の概要と途上国の対応を明らかにし、つぎに知的財産制度と情報経済との関連を説明する。そして最後に情報化指向開発戦略と情報資源開発について途上国における意義を考察したい。

1. TRIPS協定の概要と途上国の対応

知的財産権はGATT時代にすでに不正商品の輸入差止めなど国際貿易との係わりをもっていた。TRIPS協定は、不正商品が国際貿易にもたらす歪や障害を軽減すること、知的財産権行使の措置・手続きが貿易障壁となることを防止すること、自由貿易促進のために知的財産権それ自体の保護が重要であることを前提として、4部73条で構成される。WTOの原則である最恵国待遇と内国民待遇の相互付与が加盟国の義務とされるとともに、権利保護のミニマムスタンダードとして関連する条約の遵守が規定されている。以下にその概略的特徴を述べる(表1参照)。

第1部の一般規定および基本原則において、第1条ではすべての加盟国は他の加盟国国民(自然人ないし法人)に対し、知的財産権保護に関する国際協定の規定する待遇を与える義務を定めている。第2条は、保護対象として「工業所有権の保護に関する1967年改正パリ条約」、「文学的および美術的著作物に関する1971年改正ベルヌ条約」、「実演家、レコード製作者および放送機関の保護に関する1961年ローマ条約」および「集積回路の回路配置についての知的財産権保護に関する1989年ワシントン条約」の規定をあげている。ローマ条約の保護対象は著作隣接権と呼ばれる。第3条は内国民待遇、第4条で最恵国待遇に関する規定を定めている。

第2部第1節は著作権についての規定で、ベルヌ条約の遵守が謳われるが、とくに重要なのはコンピュータ・プログラムの著作物としての保護を規定する第10条、コンピュータ・プログラムと映画に関する貸与権を定めた第11条、ローマ条約と同等の著作隣接権の権利保護を義務づける第14条である。

第2節は商標に関するものでパリ条約の規定遵守が明記されたが、重要な点は商品に付される標章のみならずサービス事業者を識別するサービス・マークが商標に含まれたことであ

3) 経済の情報化が開発途上国に及ぼす影響について、とくに通信技術とコミュニケーション部門を軸に早くから考察した論考として、斎藤優「情報革命と南北問題」『世界経済評論』1988年1月号(第32巻第1号、41-49頁)がある。

る。第3節は地理的表示、第4節は意匠を扱っている。第5節は特許に関する規定で、そのポイントは物でも方法でもすべての発明を特許対象としたことである。途上国が強く反対していた医薬品や化学品の物質特許も認可すべきものとなった。南北の対立が強かった強制実施権については、その存続は認められたものの、権利行使には一定の条件がつけられた。特許の保護期間に関しては出願日より最低20年とすることに決められた。なお先進国が主張した新品種植物に関する特許は4年後の検討課題とされた。第6節は集積回路の回路配置に関する規定である。第7節は先進国が求めていたトレード・シークレット（営業秘密）保護に関するものである⁴⁾。

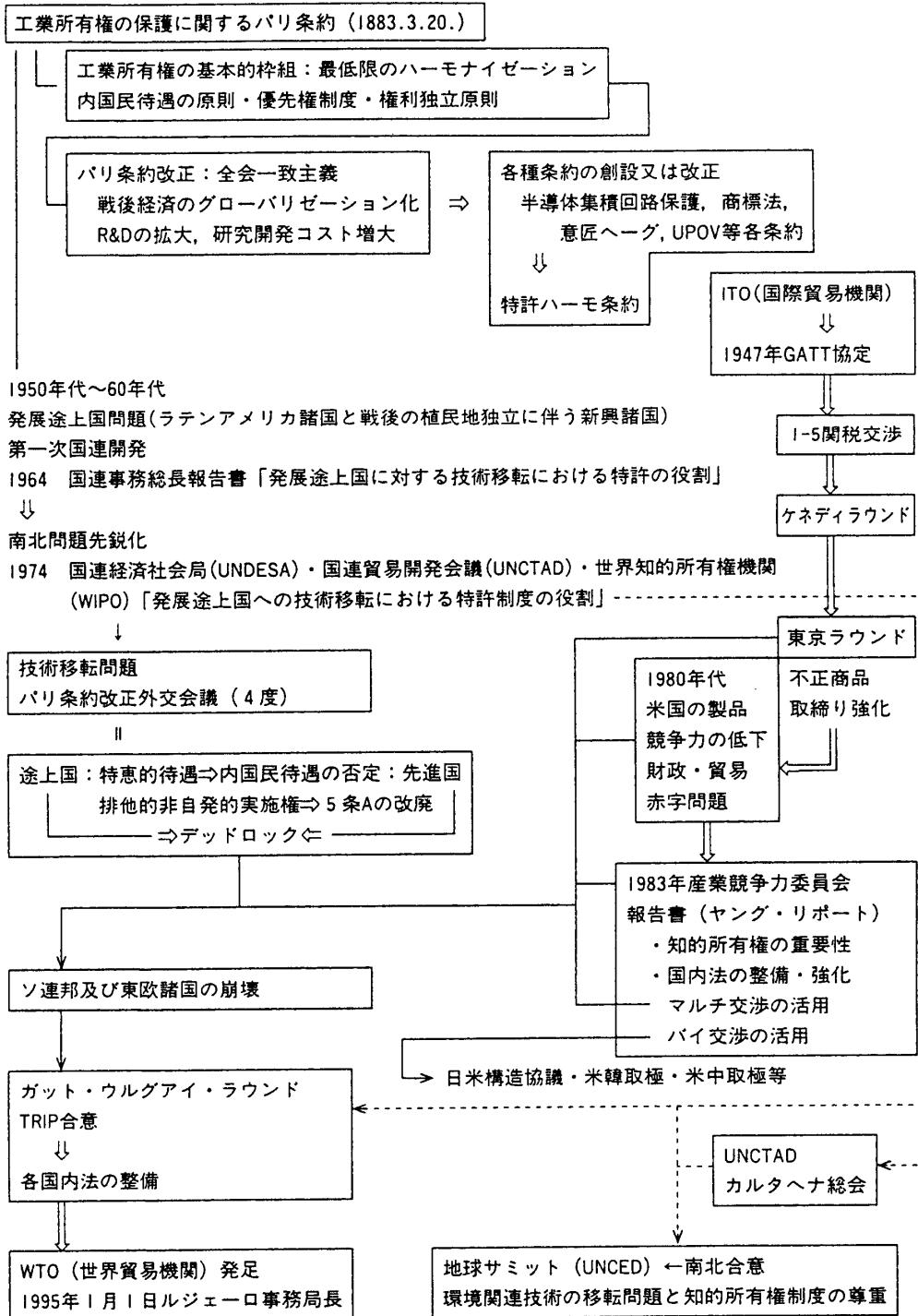
第3部は知的財産権の行使に関するもので、一般的義務、民事的・行政的手続きおよび救済措置、刑事手続きなどを定めている。第4部では、知的財産権の取得および維持ならびにこれらに関連する当事者間手続きが扱われ、そのなかで途上国と市場経済移行国に対する経過措置と技術協力などが規定された。経過措置の内容は、同協定の執行義務が発生する1996年初より4年間の義務猶予を認めるものであるが、後発開発途上国に対しては10年の猶予期間を与えていた。

開発途上国が知的財産制度、とくに特許制度を経済発展の障害とみなすようになったのは1960年代以降のことである。当時途上国の多くは工業化に積極的であり、特許は工業化に不可欠な技術移転を妨げるものと解されていた（図2参照）。1961年にはブラジルとコロンビアが、技術移転における特許の役割に関する決議案を、国連総会に提出した。その趣旨は、特許制度が途上国の技術利用の障害となっており、途上国の経済発展のために特許権を制限すべきであるというものであった。それに対して64年に発表された国連事務総長報告は、途上国が必要とするのは特許対象から外れた旧式技術であり、また先端技術導入の前提であるノウハウや経営経験を欠いているので、特許制度は技術移転と無関係であるとして途上国の主張を退けた。やがてこの問題の論議はUNCTADの場に移され、72年総会で技術移転促進のための特許制度改革要求決議が採択された。翌年には「技術移転に関するコード・オブ・コンダクト（TOTコード）」策定を求めることが決議された。UNCTAD理事会は技術移転委員

4) 医薬品や化学品の新製品開発には莫大な資金ときわめて長期の開発期間を要するが、同一物質の製法は通常複数存在するために製法特許では十分な保護が困難であった。このため発明により創出された物質それ自体に特許を認める物質特許が先進国で導入された。途上国はこの制度が技術劣位を固定するものとして強く反対していた。強制実施権は、公共性の高い医薬品などの分野で外国の特許権者が国内での特許使用を認めない場合、政府が一方的に当該特許の使用を認可するものである。先進国側は、途上国政府が特許権者を無視してこの権利を行使することが多く、また政府の裁定する特許料が不当に安いとして歯止めを要求していた。トレード・シークレットは、特許性がなく著作物にもあたらない情報で、生産ノウハウや営業・検査データなど企業が秘密扱いにしているものである。労働者の企業間移動が活発な欧米や途上国では、社員の転出による営業秘密の漏洩が頻発していた。従来の法律では防止策が不十分であるとして、営業秘密を知的財産に含めて保護すべきであるとの声が先進国企業で強まっていた。参照、拙稿、前掲稿、298-301頁。

TRIPS 協定の挑戦

図2 技術移転と知的財産権制度—南北問題・戦後の国際環境—



出所、土肥一史『知的財産法入門』、309頁。

会に加え、コード起草と特許制度検討の二つの作業班を設置したが、南北のコード草案の開きが大きく合意に至らなかった。他方1974年国連経済社会局、UNCTAD、WIPO（世界知的所有権機関）が合同で技術移転と特許制度に関する報告書を作成し、国際特許制度の運用に問題があることを明らかにした。このころから特許をめぐって南北対立が深刻化した。75年の政府専門家暫定会合では、途上国の立場を考慮し非互恵的特恵措置や技術援助などが検討されることになった。その後の協議過程でパリ条約改正が取上げられ、「特許独立の原則」の改正、途上国国民に対する内国民待遇の例外措置、強制実施権の見直しなどの問題が取上げられたが、合意を見ることはなかった⁵⁾。

80年代に入り南北対立は緩和傾向を見せはじめた。先述のように知的財産問題はGATT ウルグアイ・ラウンド交渉の議題として採択され、交渉開始直後こそ GATT の権限をめぐって南北の意見が衝突したが、しだいに交渉は合意形成へ進んだ。途上国の態度変化を促した最大の要因は、技術革新の時代に自国内にハイテク産業を育成するには外国企業に頼らざるを得ず、その実現には知的財産制度の確立が不可欠であるとの認識が広がったことにある。TRIPS 交渉の後半期には NIES が途上国のまとめ役を果たした。またサービス貿易の自由化や熱帯産品、繊維製品など途上国の関心事項の多くが知的財産問題と抱合わせになっていたことも参加国の妥協を促した。先進国側は新品種植物など保護対象の範囲や保護期間について妥協し、知的財産制度のグローバルな枠組みの成立を優先させた。

2000年10月の WTO 加盟国・地域数は137で、パリ条約とベルヌ条約の事務を管理する WIPO の加盟国は175カ国である。WIPO 加盟国のうち途上国は118（うち後発途上国は39カ国）、市場経済移行国24、先進国（OECD 加盟国）は29、残りは分類不能なミニ国家である。著作隣接権に係るローマ条約と半導体の回路配置に関するワシントン条約の保護対象は、工業化や産業構造のレベルがかなり高い経済でなければ存在しにくいので、一般的な工業所有権に関するパリ条約と著作権に係るベルヌ条約について開発途上国の加盟状況を見てみよう。両方に加盟しているのは90カ国（うち後発途上国は22カ国）であった。それ以外の途上国は二条約のいずれか一つのみに加盟するか、あるいはどちらにも加盟しておらず、これらの国々の多くは後発途上国である（表2 参照）。両条約に加盟していない国は後発途上国7カ国、途上国4カ国、いずれか一つの条約を批准しているのは後発途上国10カ国、途上国7カ国であった。

TRIPS 協定は後発途上国に対して一般の途上国より長期にわたる経過措置を認めたが、それは先進国や他の途上国の利益を損なうものではなかった。後発途上国は知的財産の不正利用が増加するほどの経済水準に到達していないため、これら諸国のもたらす損害は微小だか

5) 土肥一史『知的財産法入門 第3版』2000年、中央経済社、第7章第6－8節。TRIPS 交渉については多くの文献があるが、この本は途上国の立場から交渉過程をコンパクトにまとめている。

TRIPS 協定の挑戦

らである。したがって問題はそれ以外の途上国の特許、商標、著作権、非開示情報の保護となる。

途上国における知的財産制度の問題は二つのレベルに分かれる。第一は、基本となる特許法や著作権法のいずれかがまったく存在しないか、あるにしても国際基準と著しく乖離しているという状態である。こうした国に対してはまず法律制定を勧め、そのための技術協力が必要となる。第二は、法律は制定されているがその執行に問題を抱えているケースである。このケースで多くの国に見られるのは、担当官庁の組織が未整備であったり、人員の数的不足や訓練不足が慢性化している状態である。知的財産保護の行政は、特許権認可の場合、出願、審査、登録、異議申立てなど一連の手続きで構成され、その事務作業は労働集約的でかつ専門知識を要する。また権利侵害の取締り、不正輸入品の国境差止めなども同様である。大半の途上国はこれら二つの問題をともに抱えていた。現行法令にコンピュータ・プログラム、半導体、トレード・シークレット、不正商品防止、物質特許、サービス・マークなどの規定を欠くものが少なくなかった。そして第二に認可業務はもとより不正商品の取締りなどでは、とくに地方で行政機関が未組織であるとともに人員が不足していた。つい最近インドなど一部の途上国は、法改正と特許庁改革など関連法の執行のために、行政組織の整備を図りはじめた。また先進国政府と WIPO・WTO など国際機関による途上国への技術援助も進められ、そのプログラムも増加している⁶⁾。

2. 知的財産保護と情報経済

1980年代における知的財産法の拡充は、技術革新と経済のグローバル化に対応するものであった。NIES の台頭により競争力低下に直面した先進国企業はこぞって技術開発を推進した。情報通信、新素材、バイオなどの分野で相次いで新しい技術が開発され、その一部は商品化された。なかでも目覚しい発展を見せたのが情報通信技術にほかならない。半導体、レーザー、新規格記録メディアの実用化によって、ビデオ、音楽 CD、パソコン、移動体電話など

6) 事実関係の詳細については、UNCTAD; *The TRIPS Agreement and Developing Countries*, 1998, United Nations (UNCTAD/ITE/1) の文献がある。また米国通商代表部は、いわゆるスペシャル301条にもとづくき知的財産保護の国別調査結果をインターネットで公表している（例えば <http://www.usconsulate.org.hk/ushk/economic/>）。国際商標協会も途上国の実情を報告している（“Developing Countries’ Compliance with the TRIPS Agreement; <http://www.inta.org/TRIPS2000.htm>）。

インド政府もホームページで特許法の改正と特許庁の組織改革を明らかにしている（<http://commin.nic.on/doc/wtomar2.htm>）。

国際協力は WTO と WIPO を中心に取組まれているが、米国も積極的である。例えばジョージ・

ワシントン大学アジア太平洋法務研究所ではかなり頻繁にセミナーの開催、途上国への専門家派遣、

途上国の知的財産法専門公務員の研修などを主催しており (<http://apliprogram.htm>)、米州機構の

プログラムも支援している。

が開発され、全世界で急速に普及した。それにともなってビデオ、CD、コンピュータソフトなどの海賊版の横行が顕著になった。また新薬や半導体のようなハイテク商品も模倣技術による NIES 企業の追上げが進んでいた。こうした事態への対応策としてコンピュータソフトの著作権、半導体の回路配置に関する権利の設定など、保護対象となる知的財産権の範囲と種類が拡大するとともに、トレード・シークレット保護のように技術の模倣や情報の拡散を防止する法制が強化されたのである。

技術開発競争の激化と情報通信の高度化とが結合した新たな経済環境のもとで、ある種の情報が希少化しその価値が上昇した。多種多様な情報が市場取引の対象として商品化され、取引高が増加すると、情報（財）市場が成立する。経済の情報化とはモノの市場以上に情報市場の成長が進むとともに、モノの生産においても情報（技術）の投入が増加することを意味している。伝統的情報市場としては出版物、音楽レコードなどが存在したが、これらの商品は消費財であった。情報には不確実性を減少させる機能があり、企業が必要とするのはこうした情報である。その多くは中間財として生産に投入される。技術競争の激化と情報技術を利用する流通手段の普及により、情報の生産と利用および市場取引が重要性をもつようになった。情報が市場で取引される経済空間は情報経済と呼ばれる。

情報経済は、情報の特性ゆえに一般財経済と著しく異なる性質をもっている。第一に取引される情報財はモノではないので所有権の設定が難しく、そのため外部経済性が強いことがあげられる。つまり情報は複数利用者による共用が可能なのである。ただし多くの情報財は、外部性が完全な公共財ではなく、公共財と一般財との間に位置するクラブ財的性格をもつ。第二は情報流通の非対称性である。これは、需要側と供給側との間に取引される情報財（商品）に関する知識格差があるため、完全競争が成立しないことを意味する（情報の需要は知らないことに起因し、供給は知っているために可能となる）。加えて相手に渡った情報の完全な原状復帰は不可能であり、この意味で情報取引は不可逆性をもつ。要するに情報経済においてはパレート最適が成立せず、一般均衡解が存在しないことになる。第三は、複製作成と伝達コストを別にすると情報利用の社会的費用はほとんどゼロであることである⁷⁾。

情報の生産（創作）に比し複製のコストはきわめて低いうえ、外部経済性が強いので情報市場での需給均衡は自動的には成立しない。外部経済の市場は存在しないから、市場による解決はあり得ない。したがって情報の生産者に対して商業的利益を保証するには、政府介入

7) 情報を経済財としてみた場合、消費財情報、中間財情報、資本財情報に形態を区分できるが、形態の違いによって外部性の強さも異なる。これについては、拙稿、前掲稿および同、「情報の諸特性、形態区分および情報革命の意味：外部経済の国際政治(2)」『修道法学』(第17巻第2号、1995年10月)を参照のこと。情報経済に関する日本の研究書は少なく、かなり古い論考であるが以下が優れている、野口悠紀雄『情報の経済理論』1974年、東洋経済新報社および廣松毅・大平号声『情報経済のマクロ分析』1990年、東洋経済新報社。

が不可欠となる（政府介入がなければ市場外で海賊版が横行する）。この意味で知的財産制度は情報経済の成立要件なのである。問題は、知的財産権をもつ情報財生産者が独占による不労利益を得やすいことにある。特許ないし著作権で得られる所得はレントであり、公認の独占によって情報財生産者は収穫増産を享受できる。技術にせよ学術研究にせよ、あるいは芸術・芸能にせよ、創作活動の範囲はきわめてマージナルで、ポジティブ・フィードバックが働き、経験の蓄積がものをいうからである。そのうえレント獲得型の収穫増産業は、圧力団体を結成して政治的影響力を行使し、レント・シーキングを促進する⁸⁾。公共性の視点から知的財産制度に一定の歯止めを求める声もないわけではないが、その具体化は政治的にはきわめて難しい。経済案件をめぐる政治過程では、消費者よりも生産者の組織化が先行する傾向が強い。それは、消費者と生産者との間で当該財の個人的利害に大きな差があるため、政治行動のインセンティヴが異なるからである。生産者の声が消費者よりも政治に強く反映されるのはそのためである。したがって政治要因よりもむしろ、競争による代替技術の出現と消費者の選択による技術の新旧交代という経済要因に、実質的な歯止めが期待されているのが現実である。

3. 情報化指向開発戦略と情報資源開発

すべての開発途上国にとってそれが苦渋の選択であったにせよ、TRIPS 協定の批准は知的財産のグローバル・レジームへの参加を意味している。経過措置が終了した現在、途上国は国内における知的財産法の執行、とくに不正商品の取締り強化を実施しなければならない。今後数年間は関連法執行を軌道に乗せることに費やされるだろう。こうした状況から南北間の経済格差がいっそう拡大し、途上国の経済発展は長期にわたり低迷するとの悲観論が一部で力説されている。しかし情報経済は個人の才能に依存するので、国家単位で比較優位を論じることにあまり意味はない。もちろん国民の知的創作活動を活発化するために政府が実施すべきことがらは多い。先進国の中でもとくに情報経済の成長が高い国（米国は典型である）では、政府の政策が著しい効果を發揮した。したがって途上国においても政府が適切な政策

8) 情報産業で収穫増産が働くのは、情報生産にあたる創作活動がマージナルであるためである。学術研究にせよ芸術作品の発表にせよ成果がさまざまの場で評価され、それは次の創作に生かされる。ハイテク技術商品もユーザーなどの意見やクレームは製品改良や次世代商品開発に利用される。市場シェアの高い商品ほどこうした情報のフィードバックがリーディング企業に有利に働くため、それはポジティブ・フィードバックと呼ばれる。こうした傾向が知識集約型のハイテク産業で顕著なのは、この産業部門では情報の外部経済性を利用できるからである。収穫増産産業とポジティブ・フィードバックに関しては、ブライアン・アーサーのつぎの論考がある。「収穫増産の経済学入門」（週刊ダイヤモンド編集部・ダイヤモンド・ハーバードビジネス編集部共編『複雑系の経済学』1997年、ダイヤモンド社、第1－2章）および、“Positive Feedbacks in the Economy,” *Scientific American* (February, 1990) pp. 80–85.

を進めれば、事態を改善する余地は少なくない。

情報経済発展の大前提となるのは、民主化、とくに情報の自由である。個人の自由な創作活動が保証されなければ、新しい情報の生産は期待できないからである。ただし民主的政治制度の存在だけでは不十分であり、自由な創作活動を可能にする環境が重要となる。情報資源へのアクセス、作業環境の獲得、作品の発表機会と適切な評価システム、作品の商品化機会などの保証と、それを妨げる規制や社会的慣行の是正が必要である。途上国も、情報の自由に関しては、先進国と同様の課題を抱えているといえる。

つぎに開発戦略の工業化指向から情報化指向への転換が求められる。かつて途上国が強く抵抗したのは、知的財産権のうちの特許であって著作権ではなかった。世界の著作物市場で先進国企業が圧倒的な競争力をもっているように思われているが、現実は必ずしもそうではない。例えば映画の製作数ではインドは世界第一位の順位にあるし、音楽でも途上国の実演家も珍しくなくなった。そもそも先進国においてさえ長らく著作権は学術文化的創作保護の制度と考えられ、産業上の創作保護からは除外されてきた。にもかかわらず情報経済が発展したのは、知的財産制度のおかげで学術文化活動の成果が商業化されたからにはかならない。映画、ポピュラー音楽、スポーツの一部は、今日ではグローバルな巨大産業に変身した。著作権保護の強化は途上国の著作物市場を成長させる可能性がある⁹⁾。学術研究でも自然科学はいうまでもなく文系諸分野にも情報の資源化がみられるようになった。ビジネスモデル特許やゲームソフトの著作権などはその例である。

情報に消費財情報と中間財情報の形態があることはすでに述べたが、さらに将来の創作に必要な資本財情報も存在する。図書館、博物館、美術館などに蓄積される情報のストックは、新作情報の生産にきわめて重要である。最近では民間企業による情報ストックの保有も珍しくはないが、情報資源はこれまで公共機関により収集、整理、管理されてきた。情報資源開発は、先進国でも民間のみならず公共機関によって担われており、現在でも公共機関の役割は依然として大きい。それは情報資源の外部性がひじょうに強く公共性が高いからである。注目すべきことは、米国の公共機関が最近では所管する情報の所有権設定に積極的になっていることである。州立大学の特許支援機関（TLO）はその象徴である¹⁰⁾。

-
- 9) 18世紀の日本社会は、封建制の下にありながら市場経済が発展した時期にあった。農産物や工芸品のみならず文化の商品化も進んだ。辻達也によれば、芝居や演芸小屋に止まらず、出版業が成長し、それを支えた貸本業社が19世紀初頭には江戸に656軒、大坂に約300軒、名古屋に62軒あったという。これらの貸本屋のなかには大正期まで続いたものもあり、また19世紀初頭に数万の蔵書で繁盛していた店もあったと指摘している。著作権制度の確立してない時期にこうした商業活動が行われていたことを考えるならば、開発途上国における著作物の商業化なし市場開発の可能性を検討する余地は大いにあると考えられる。参照、辻達也『江戸時代を考える』（中公新書）1988年、中央公論社。
- 10) 情報のストックは、創作活動を効率化した将来の創作に利用可能な資産という意味で資本財と考えることができる。しかしその需給関係は特殊なものほど不均衡にならざるを得ない。分かりやす

TRIPS 協定の挑戦

以上の考察から、途上国の開発戦略の転換方向が明らかとなる。情報経済の成長要因である学術文化活動を、経済政策の一部として位置付け、開発戦略に取込むことが重要となる。とくに途上国で行われている各種の文化活動やスポーツ、祭礼など年中行事、教育などを情報資源開発の観点から見直すことが必要であろう。従来経済開発という点ではほとんど注目されなかった娯楽・芸能およびスポーツなどの産業化も検討すべきものである。学術研究は短期的利益につながらないうえ、自然科学分野での先進国優位は依然としてつづくであろうが、途上国といえども持続的努力によって少なくとも文献的な情報資源開発は可能である。例えば特定地域に自生する植物品種別の植生と品種のデータベース作成などは、低コストの事業ともなり得る。また民族衣装の文様、建築様式などを収録し図鑑に編集したものの出版は、伝統文化のデザインに著作権を設定できる。先進国と国際機関の援助政策も情報経済重視へ発想の転換が求められよう。学術文化交流活動を、たんに成果や作品の展示・実演に止めず、それらを担う事業者への協力を含めたものにする必要がある。例えば、出版社、編集者、レコード制作者、放送技術者や番組編成者などの交流の枠の拡大である。情報資源開発としての図書館など公共的情報ストックの拡充、TLO のような知的財産の所有権設定支援、文化産業の市場アクセスなどへの協力（例えば途上国の音楽・映画見本市の開催など）も、従来型の開発援助とならんで重要となろう¹¹⁾。

TRIPS 協定の発効は、知的財産保有者の権利の拡大のみならず、これまで商取引の場外におかれていた活動の商業化をもたらす¹²⁾。この意味で知的財産制度の確立が開発途上国に及ぼす影響は、短期と長期とでは異なることになる。つまり短期的には、知的財産権の保有者が多い先進国の個人や企業が有利となる。しかし長期的には途上国においても新たな産業と市場が発展し、ある程度の利益をもたらす可能性がある。したがって情報資源開発は、長期的開発戦略の一環として考えられるべきものといえよう。

い例をあげれば、図書館の貴重図書として所蔵されるサンスクリット語の仏典、ギリシア語ないしラテン語による西洋古典文献などの閲覧者である。数十年に1～2人の閲覧者のために所蔵するというのは、私企業ではコスト負担に堪えられない。したがってこうした資料は公共図書館の蔵書になることが多い。それゆえ一般公開されている情報ストックは、資本財というよりむしろ資源と考えるのが妥当であろう。こうした情報資源を資本に転化させるのは、新しい情報の創作者のアイディアであり、それは知的財産権を主張できるものとなる。 参照、拙稿、1995年、158–164頁。

- 11) 世界各都市で開催される映画祭や音楽祭は、優秀作品の表彰とともに作品の上演やビデオ・CDなどの取引を促進する見本市としての役割を高めているが、途上国の参加はまだ多くはなく、こうした事業は開発協力の対象から外れているようである。
- 12) May, Christopher; *A Global Political Economy of Intellectual Property Rights*, 2000, Routledge, Chapter 3 (pp. 67–90).

表1 TRIPS協定の基本項目と特徴

1 範囲（第1条）	保護対象の主要カテゴリー 著作権および関連する権利、商標、地理的表示、意匠、特許、集積回路の回路配置、および非開示情報。
関連条約（第2条）	加盟国は知的財産権に関する国際条約の順守義務を負う。この協定の主要規定は、パリ条約、ベルヌ条約、ローマ条約および集積回路についての知的財産権に関するワシントン条約にもとづく既存の義務を含む。
2 一般義務/基本原則	
内国民待遇（第3条）	加盟国は、知的財産権の保護に関し、自国民に与える待遇よりも不利でない待遇を他の加盟国国民に与える。ただし国際条約が、既に規定する例外については除外する。
最惠国待遇（第4条）	知的財産権の保護に関し、加盟国が他の加盟国国民に与える利益、特典または免除は、他のすべての加盟国の国民に対し即時かつ無条件で与えられる。ただし国際条約にもとづく義務の除外事項は除く。
知的財産権の消尽（第6条）	この協定に係る紛争解決においては、第3条および第4条の規定を除き、その協定のいかなる規定も、知的財産権の消尽に関する問題を扱うために用いてはならない。
目的（第7条）	知的財産権の保護と行使は、技術的知見の創作者と使用者の相互利益となり、社会的経済的福祉の向上に資する方法による技術革新の促進ならびに技術の移転および普及に寄与すべきであり、権利と義務の均衡がとられなければならない。
3 基準	
a 著作権および関連する権利	
ベルヌ条約関連（第9条）	同条約第1－21条および附属書の規定の順守。
コンピュータ・プログラムおよび編集データの保護（第10条）	1971年ベルヌ条約に定める文学的著作物として保護。
貸与権（第11条）	コンピュータ・プログラムおよび映画の著作物について、加盟国は著作者（および承継人）に対し、著作物の原作または複製を公衆に商業的な貸与を許諾または禁止する権利を与える。
実演家、レコード制作者、放送機関の保護（第14条）	実演家、レコード制作者の権利保護期間を、最低50年とする。
b 商標	
サービスマークの保護（第15－16条）	サービスマークを商標と平等に扱う義務。登録商標に関わる商品またはサービスと類似しない商品やサービスへの準用。3年未満の未使用を理由とする取消しの禁止。
周知標章の保護（第16条）	加盟国は自国内での使用がなくても周知標章の保護義務を負う。標章が周知かどうかは当該標章に関する公衆の知識を考慮。
使用の規制禁止（第20条）	商標の使用に特別な条件をつけることの禁止。
c 地理的表示	
地理的名称（22条）	商品の地理的原産地について公衆を誤認させるような地理的表示の使用と、不正競争行為を構成する使用の防止。
追加的保護（第23－24条）	ワインおよび蒸留酒の地理的表示の追加的保護、真正の原産地表示を

TRIPS 協定の挑戦

表1 (つづき)

	保護。ワインの地理的表示の通報と登録に関する多国間制度の設立について TRIPS 理事会と交渉。
d 意匠 (Industrial design) 保護期間 (第25-26条)	保護期間を最低10年とする。繊維の意匠の保護を意匠法によるか著作権法によるかは加盟国の裁量によるものとする。
e 特許 特許の対象 (第27条)	新規性、進歩性および利用可能性のあるすべての技術分野の発明 (物であるか方法であるを問わない) について与えられる。公序良俗に反する発明の特許不許可およびそのような発明の商業化の禁止は認められる。微生物以外の動植物ならびに非生物学的方法および微生物学的方法以外の動植物の生産のための本質的に生物学的な方法は除外できる。植物の新品種保護について加盟国は特許ないし他の制度で保護することができるが、これについては WTO 協定の効力発生日から 4 年後に検討。
無差別 (第27条 1)	特許授与および特許権の享受は、発明地、技術分野、輸入品か国産品かの違いにより差別してはならない。
保護期間 (第33条)	少なくとも出願日より20年とする。
強制実施権 (第31条)	原則として特許の強制実施権および政府の使用は制限しない。しかしこれらの実施は特許権者の権利保護を配慮した条件にもとづくものとする。強制実施権の発動は個々の当否にもとづき許諾を検討すべきである。許諾の条件はこの協定に明示される。
製法特許の立証責任 (第34条)	製法特許の権利侵害に関する民事上の手続きにおける立証責任の免除要件を確定する。
植物品種 (第27条)	種子を含む植物品種は、特許または他の特別な手段 (<i>alternative sui generis means</i>) により保護すべきものとする。
f 半導体の回路配置 (第35-37条)	ワシントン条約の第 2 - 7 条 (第 6 条(3)C を除く) 第12条および第 16 条 (3), 第17-38条の規定による保護に合意。半導体の集積回路自体の保護のみならず、不正品の国内外の取引きを禁止。保護期間は 10 年。
g 非開示情報の保護 (第39条) 営業秘密の保護	非開示情報 (trade secrets, 営業秘密) は、不公正な方法による取得および第三者への開示から保護べきものとする。対象となるのは、秘密扱いの情報で、秘密であることにより商業的価値をもち、かつ秘密として合理的に管理されているもの。
試験データの保護	医薬品、農業用化学品の販売承認のため企業が提出する試験データは、不正な商業的使用から保護すべきものとする。また公衆の保護または不正使用の保護措置に必要な場合を除き当該データは開示から保護される。
h 実施許諾の反競争的行為の禁止 (第40条) 実施許諾行為 (Licensing practices)	加盟国は、商業的実施許諾行為が知的財産権の濫用となりうるものを自国の国内法令において特定すること、またこれらの是正措置を取りうることに合意。

表1（つづき）

加盟国間協議	加盟国は以下に関し相互協力の義務を負う。情報提供、および知的財産権の国際的紛争の申立てによる調査。
4 知的財産権の行使 (Enforcement)	
a 一般的義務（第41条）	加盟国は、自国民であると外国人であるとを問わず、権利保有者の権利行使を保証する効果的措置を取らねばならない。また手続きの濫用は避けなければならない。
b 手続き（第43－50条）	証拠の提出方法を含む民事的および司法的手続きを規定。民事措置には違法商品の差止命令、損害賠償、流通経路からの排除または廃棄の命令を含むべきものとする。司法当局は知的財産権侵害の発生防止と申立てられた侵害に関する証拠の保全に権限を有する。
c 国境措置（第51条）	知的財産の権利保有者は、不正商標商品または著作権侵害物品の輸入防止のため税関当局にこれら物品の流通差止めを申請できる。
d 刑事手続（第61条）	故意による商業的規模の商標の不正使用および著作権侵害複製に適用される刑事手続きと刑罰を定める。
e 被申立て人への賠償（第48条）	権利行使の濫用に対する損害賠償を規定。その濫用により被った損害（適切な弁護人費用を含む）の賠償について司法当局は命令する権限をもつ。
f 知的財産権の取得と維持（第62条）	知的財産権取得の手続なし方式は、公正かつ迅速でなければならず、不必要に複雑化したり、費用を高くしてはならず、また他の措置の効果を低下させないものでなければならない。
5 紛争処理（第63－64条）	TRIPS協定に新たなWTOの紛争処理手続を適用。 紛争処理の各段階ごとの期間制限を設定したため、GATTより紛争処理手続は迅速化した。利害関係者が紛争パネルの勧告採択を阻止する余地はなくなった。
6 経過措置（第65条）	全加盟国に対し本協定適用のために効力発生の日より1年間の経過期間を与える。
開発途上国	開発途上国に対しては、内国民待遇と最惠国待遇の義務を除き、さらに4年間の経過期間を認める。これらの諸国は、本協定の効力発生日において物質特許によって保護していない技術分野（医薬品および農業用化学品）の義務拡大を負う場合には、さらに5年の期間延期をすることができる。この規定による10年間の実施延期は、本協定第70条8項の適用を受ける。すなわち1995年1月1日に医薬品および農業用化学品の特許を認めていない諸国が経過措置期間にあるとしても、これらの発明の特許出願を受理すべきこと。経過期間を終了した国は、承認であろうと不承認であろうと出願に対する決定の義務を負い、その場合本協定に規定される特許要件を採用しなければならない。特許承認の決定には本協定第70条に規定する特許期間を考慮すべきものとする。なお「排他的販売権（exclusive marketing right）」に関しては、加盟国においてある物質が特許の出願対象である場合、当該加盟国において販売の承認を得た日から5年間、または当該日から該加盟国において物質特許が与えられる（もしくは拒絶される）までの期間のいずれか短い期間を認める。
後発開発途上国（第66条）	後発開発途上国は、内国民待遇と最惠国待遇を除いて、2006年1月

TRIPS 協定の挑戦

表1 (つづき)

7 技術協力（第67条）	<p>1日までこの協定の適用延期を認められる。ただしこれらの諸国は、WTO協定の発効後になされるすべての医薬品の発明は保護しなければならない。</p> <p>先進加盟国は、開発途上加盟国および後発開発途上国のために、要請に応じかつ相互に合意した条件により技術協力および資金協力を提供する。</p>
---------------------	--

UNCTAD; *The TRIPS Agreement and Developing Countries*, 1996, United Nations (UNCTAD/ITE/1), pp. 8-12. および『WTO協定』条文より作成

表2 WIPO加盟国のパリ条約およびベルヌ条約参加状況

State	Date on which State became member of WIPO	Member also of Paris Union (P) and/or Berne Union (B) ¹	
		P	B
<OECD Members>			
Australia	August 10, 1972	P	B
Austria	August 11, 1973	P	B
Belgium	January 31, 1975	P	B
Canada	June 26, 1970	P	B
Czech Republic	January 1, 1993	P	B
Denmark	April 26, 1970	P	B
Finland	September 8, 1970	P	B
France	October 18, 1974	P	B
Germany	September 19, 1970	P	B
Greece	March 4, 1976	P	B
Hungary	April 26, 1970	P	B
Iceland	September 13, 1986	P	B
Ireland	April 26, 1970	P	B
Italy	April 20, 1977	P	B
Japan	April 20, 1975	P	B
Luxembourg	March 19, 1975	P	B
Mexico	June 14, 1975	P	B
Netherlands	January 9, 1975	P	B
New Zealand	June 20, 1984	P	B
Norway	June 8, 1974	P	B
Poland	March 23, 1975	P	B
Portugal	April 27, 1975	P	B
Republic of Korea	March 1, 1979	P	B
Spain	April 26, 1970	P	B
Sweden	April 26, 1970	P	B
Switzerland	April 26, 1970	P	B
Turkey	May 12, 1976	P	B
United Kingdom	April 26, 1970	P	B
United States of America	August 25, 1970	P	B

大熊忠之

表2 (つづき)

State	Date on which State became member of WIPO	Member also of Paris Union (P) and/or Berne Union (B) ¹
<Least Developed Countries>		
Angola	April 15, 1985	- -
Bangladesh	May 11, 1985	P B
Benin	March 9, 1975	P B
Bhutan	March 16, 1994	P -
Burkina Faso	August 23, 1975	P B
Burundi	March 30, 1977	P -
Cambodia	July 25, 1995	P -
Cape Verde	July 7, 1997	- B
Central African Republic	August 23, 1978	P B
Chad	September 26, 1970	P B
Democratic Republic Congo	January 28, 1975	P B
Equatorial Guinea	June 26, 1997	P B
Eritrea	February 20, 1997	- -
Ethiopia	February 19, 1998	- -
Gambia	December 10, 1980	P B
Guinea	November 13, 1980	P B
Guinea-Bissau	June 28, 1988	P B
Haiti	November 2, 1983	P B
Lao People's Democratic Republic	January 17, 1995	P -
Lesotho	November 18, 1986	P B
Liberia	March 8, 1989	P B
Madagascar	December 22, 1989	P B
Malawi	June 11, 1970	P B
Mali	August 14, 1982	P B
Mauritania	September 17, 1976	P B
Mozambique	December 23, 1996	P -
Nepal	February 4, 1997	- -
Niger	May 18, 1975	P B
Rwanda	February 3, 1984	P B
Samoa	October 11, 1997	- -
Sao Tome and Principe	May 12, 1998	P -
Sierra Leone	May 18, 1986	P -
Somalia	November 18, 1982	- -
Sudan	February 15, 1974	P -
Togo	April 28, 1975	P B
Uganda	October 18, 1973	P -
United Republic of Tanzania	December 30, 1983	P B
Yemen	March 29, 1979	- -
Zambia	May 14, 1977	P B
<Economies in Transition>		
Albania	June 30, 1992	P B
Armenia	April 22, 1993	P B
Azerbaijan	December 25, 1995	P B
Belarus	April 26, 1970	P B
Bosnia and Herzegovina	March 1, 1992	P B
Bulgaria	May 19, 1970	P B

TRIPS 協定の挑戦

表2 (つづき)

State	Date on which State became member of WIPO	Member also of Paris Union (P) and/or Berne Union (B) ¹
Croatia	October 8, 1991	P B
Estonia	February 5, 1994	P B
Georgia	December 25, 1991	P B
Kazakhstan	December 25, 1991	P B
Kyrgyzstan	December 25, 1991	P B
Latvia	January 21, 1993	P B
Lithuania	April 30, 1992	P B
Republic of Moldova	December 25, 1991	P B
Romania	April 26, 1970	P B
Russian Federation	April 26, 1970 ²	P B
The former Yugoslav Republic of Macedonia	September 8, 1991	P B
Tajikistan	December 25, 1991	P B
Slovakia	January 1, 1993	P B
Slovenia	June 25, 1991	P B
Turkmenistan	December 25, 1991	P -
Ukraine	April 26, 1970	P B
Uzbekistan	December 25, 1991	P -
Yugoslavia	October 11, 1973	P B
 <Developing Countries>		
Algeria	April 16, 1975	P B
Andorra	October 28, 1994	- -
Antigua and Barbuda	March 17, 2000	P B
Argentina	October 8, 1980	P B
Bahamas	January 4, 1977	P B
Bahrain	June 22, 1995	P B
Barbados	October 5, 1979	P B
Belize	June 17, 2000	P B
Bolivia	July 6, 1993	P B
Botswana	April 15, 1998	P B
Brazil	March 20, 1975	P B
Brunei Darussalam	April 21, 1994	- -
Cameroon	November 3, 1973	P B
Chile	June 25, 1975	P B
China	June 3, 1980	P B
Colombia	May 4, 1980	P B
Congo	December 2, 1975	P B
Costa Rica	June 10, 1981	P B
Côte d'Ivoire	May 1, 1974	P B
Cuba	March 27, 1975	P B
Cyprus	October 26, 1984	P B
Democratic People's Republic of Korea	August 17, 1974	P -
Dominica	September 26, 1998	P B
Dominican Republic	June 27, 2000	P B
Ecuador	May 22, 1988	P B
Egypt	April 21, 1975	P B
El Salvador	September 18, 1979	P B
Fiji	March 12, 1972	- B

大 熊 忠 之

表2 (つづき)

State	Date on which State became member of WIPO	Member also of Paris Union (P) and/or Berne Union (B) ¹
Gabon	June 6, 1975	P B
Ghana	June 12, 1976	P B
Grenada	September 22, 1998	P B
Guatemala	April 30, 1983	P B
Guyana	October 25, 1994	P B
Honduras	November 15, 1983	P B
India	May 1, 1975	P B
Indonesia	December 18, 1979	P B
Iraq	January 21, 1976	P -
Israel	April 26, 1970	P B
Jamaica	December 25, 1989	P B
Jordan	July 12, 1972	P B
Kenya	October 5, 1971	P B
Kuwait	July 14, 1998	- -
Lebanon	December 30, 1986	P B
Libyan Arab Jamahiriya	Septembere 28, 1976	P B
Malaysia	January 1, 1989	P B
Mauritius	September 21, 1976	P B
Mongolia	February 28, 1979	P B
Morocco	July 27, 1971	P B
Namibia	December 23, 1991	- B
Nicaragua	May 5, 1985	P B
Nigeria	April 9, 1995	P B
Oman	February 19, 1997	P B
Pakistan	January 6, 1977	- B
Panama	September 17, 1983	P B
Papua Nuw Guinea	July 10, 1997	P -
Paraguay	June 20, 1987	P B
Peru	September 4, 1980	P B
Philippines	July 14, 1980	P B
Qatar	September 3, 1976	P B
Saint Kitts and Nevis	November 16, 1995	P B
Saint Lucia	August 21, 1993	P B
Saint Vincent and the Grenadines	August 29, 1995	P B
Saudi Arabia	May 22, 1982	- -
Senegal	April 26, 1970	P B
Seychelles	March 16, 2000	- -
Singapore	December 10, 1990	P B
South Africa	March 23, 1975	P B
Sri Lanka	September 20, 1978	P B
Suriname	November 25, 1975	P B
Swaziland	August 18, 1988	P B
Thailand	December 25, 1989	- B
Trinidad and Tobago	August 16, 1988	P B
Tunisia	November 28, 1975	P B
United Arab Emirates	September 24, 1974	P -
Uruguay	December 21, 1979	P B
Venezuela	November 23, 1984	P B

TRIPS 協定の挑戦

表2 (つづき)

State	Date on which State became member of WIPO	Member also of Paris Union (P) and/or Berne Union (B) ¹	
Viet Nam	July 2, 1976	P	-
Zimbabwe	December 29, 1981	P	B
<Unclassified>			
Holy See	April 20, 1975	P	B
Liechtenstein	May 21, 1972	P	B
Malta	December 7, 1977	P	B
Monaco	March 3, 1975	P	B
San Marino	June 26, 1991	P	-

(Total: 175 States)

原註(1) P はパリ条約、B はベルヌ条約の加盟国を指す。

原註(2) ロシアは1991年12月25日、ソ連の批准を継承した。

出所 WIPOデータ (<http://www.wipo.org/eng/ratific/doc/index.htm>) より作成
後発開発途上国は、国連の指定した49カ国のうち WIPO 加盟国を記載した。後発途上国のリスト
については UNCTAD データ (<http://www.unctad.org/en/subsites/ldc/aboutldc.htm>) による。